

第1章 地域福祉計画（第4期）の策定にあたって

第1節 第4期地域福祉計画策定の趣旨

本市の人口は、平成17年3月の市町村合併時の76,364人から、少子高齢化の進行に伴って減少し、平成25年12月には7万人を切り、令和6年9月30日現在で60,339人となっており、今後も、人口減少と少子高齢化が進むことが予測されています。

このような少子高齢化や過疎化の進行は、地域社会の支え手の減少を招き、地域の活力の低下や持続可能性を脅かしています。また、最近では、地域住民のライフスタイルの多様化、意識変容が進むとともに、「コロナ禍」を経て、住民同士の交流の場が減少することにより、地域のつながりがより低下し、こうした地域の中では、孤立してしまい周囲の誰にも相談できず、適切な支援に結びつかない深刻なケースも浮き彫りになっています。例えば、長期間のひきこもりをしている50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け、将来に対する不安を抱える問題「8050問題」や、介護と育児に同時に直面する世帯の課題「ダブルケア」など、複雑・複合化したケースが表面化しています。

このような中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが求められています。

今般、策定する第4期日田市地域福祉計画（以下「第4期計画」という。）では、令和2年に策定した第3期日田市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）における行動指針「一人はみんなのために、みんなは一人のために、支えあう輪を広げ、安心してともに暮らせるまちをめざして」の理念を継承しながら、一人ひとりの可能性に着目し、地域において、誰もが生きがい・役割を持ちながら、自分らしく生きることができるよう、人と人がつながり、安心して暮らすことができるまちを目指して、取組を進めていきます。



第2節 計画の位置付け

① 法的根拠・他の計画との関係

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として市町村が策定する計画です。

○社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

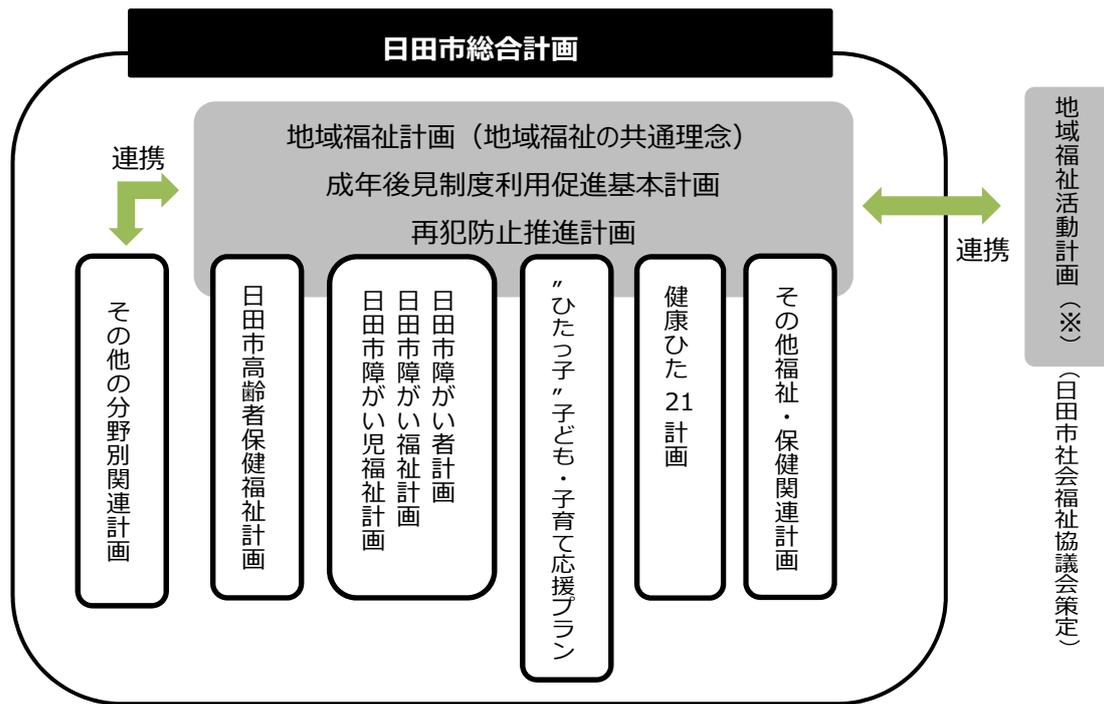
(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉計画は、「日田市総合計画」を最上位計画としながら、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画であり、関連する市の福祉部門の各種計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定します。

なお、第3期計画より、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しており、第4期計画から新たに、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し策定します。



（※）「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定されている市町村社会福祉協議会が策定する計画で、地域住民、住民組織、様々な関係団体などが行う自主的な地域福祉活動などへの支援やその活動への参加促進を図るための計画です。

いずれの計画も地域福祉の推進という共通の目的をもっているため、お互い連携・連動しながら策定し、取組を進めていきます。

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

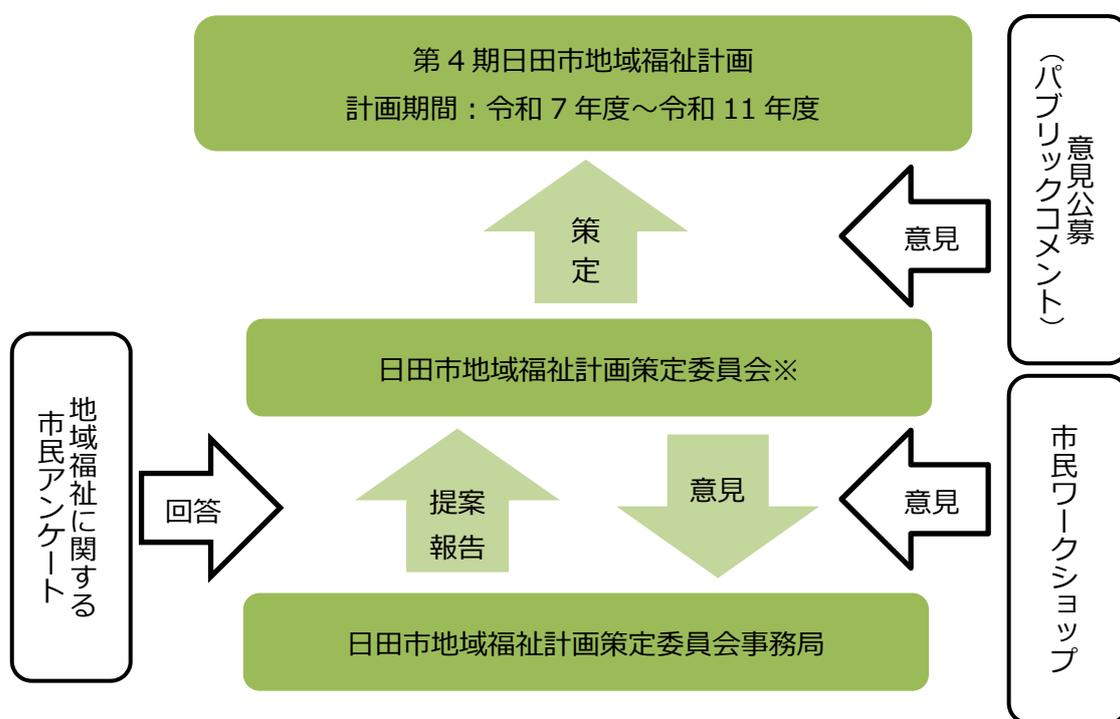
〈日田市の主な福祉関係計画の期間〉

年度 (西暦)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
総合計画	第6次(2017年度～2027年度)							
総合計画(基本計画)			第3期(2024年度～2027年度)					
地域福祉計画	第3期 (2020年度～2024年度)			第4期(2025年度～2029年度)				
成年後見制度利用促進 基本計画	第1期 (2020年度～2024年度)			第2期(2025年度～2029年度)				
再犯防止推進計画(新規)				第1期(2025年度～2029年度)				
地域福祉活動計画(社協)	第3期(2022年度～2026年度)							
高齢者保健福祉計画			第9期 (2024年度～2026年度)					
障がい者計画		第4期(2023年度～2028年度)						
障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)			第7期(第3期) (2024年度～2026年度)					
子ども・子育て応援プラン				第3期計画(2025年度～2029年度)				
健康ひた21計画 (食育推進計画)				第3期計画(2025年度～2029年度)				
自殺対策計画				第2期計画(2025年度～2029年度)				

第4節 計画策定までの取組

本計画の策定にあたっては、市民から無作為に抽出した1,100名を対象にアンケート調査を実施し、地域の課題、住民福祉に対する市民の意識などの状況を把握しました。さらに、地域住民の声を直接お聞きし、地域福祉に関する現状・課題の分析をより深めるため、市民ワークショップを開催しました。

これらの課題について、学識経験のある方、医療・保健・福祉の関係者、職域・住民組織団体の代表者、関係行政機関の職員及び一般公募による市民で構成する、「日田市地域福祉計画策定委員会」において検討した後、パブリックコメントの意見を踏まえて第4期日田市地域福祉計画を策定しました。



※策定委員会の構成については、巻末資料に掲載